

南部箕蚊屋広域連合補助金等交付規則

平成12年11月24日 規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、南部箕蚊屋広域連合（以下「広域連合」という。）が交付する補助金等について、交付の申請決定及び使用、その他補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、広域連合が広域連合以外のものに対して交付する次に掲げるものをいう。ただし、国及び県に対するもの並びにこれに準ずるもの又は広域連合長が指定したものを除く。

- (1) 補助金及び交付金
- (2) 分担金及び負担金
- (3) 利子補助金
- (4) その他相当の反対給付を受けない給付金及び委託料等

2 この規則において、「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいい、「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(責務)

第3条 補助事業者等は、補助金等の交付に関し不正な申請をしてはならない。

2 補助事業者等は、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行い、当該補助金等を公正かつ効率的に使用しなければならない。

(適用の範囲)

第4条 補助金等の交付に関して法律又はこれに基づく命令若しくはこれを実施するための命令及び条例又は規則に特別の定めのあるものを除くほか、この規則に定めるところによる。

(南部町補助金等交付規則の準用)

第5条 広域連合の補助金等の交付等については、前各条に掲げる場合を除くほか、南部町補助金等交付規則（平成16年南部町規則第51号）の規定を準用する。

(読み替え)

第6条 南部町補助金等交付規則において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところにより読み替える。

- (1) 町長 広域連合長
- (2) 町 広域連合
- (3) 課長、室長 事務局長

附 則

この規則は、平成12年11月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日規則第6号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

